

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～荷卸し作業における作業指揮者未選任の疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和6年10月15日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社小川組ほか1名

（所在地：岐阜県不破郡 事業内容：建設業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第21条第1項

労働安全衛生規則第151条の70（荷卸し）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和6年5月2日、小牧市三ツ渕原新田地内にある建設工事現場において、鉄骨の荷卸し作業時、貨物自動車の荷台より落下した鉄骨が当該鉄骨を配送した自動車運転者に激突し、死亡する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、荷卸し作業にあたって作業を指揮する者の選任義務が規定されているが、被疑者は、荷卸し作業時に作業を指揮する者を選任しなかった疑いがあるもの。